

議案第32号

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年6月9日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

新小岩公園駐車を設置するほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例（昭和33年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基く」を「基づく」に改める。

第9条の表北沼公園の項の次に次のように加える。

新小岩公園	新小岩公園駐車場
-------	----------

第11条第1項中「又は北沼公園駐車場」を「、北沼公園駐車場又は新小岩公園駐車場」に、「又は北沼公園を」を「、北沼公園又は新小岩公園を」に改める。

第16条第1項中「開始前」を「許可の際」に改める。

第19条第1項中「施設を」を「措置を」に改め、同条第2項第3号中「基く」を「基づく」に改める。

別表第4上千葉砂原公園駐車場及び北沼公園駐車場の項中「及び北沼公園駐車場」を「、北沼公園駐車場及び新小岩公園駐車場」に改め、同表柴又公園駐車場の項を次のように改める。

柴又公園駐車広場	1月から3月まで 及び10月から12月 まで	平日	午前9時から午後 5時30分まで
		日曜日、土曜日及 び休日	午前7時30分から 午後5時30分まで
	4月から9月まで	平日	午前9時から午後 5時30分まで

		日曜日、土曜日及 び休日	午前 7 時30分から 午後 6 時30分まで
--	--	-----------------	----------------------------

別表第 4 備考第 1 号中「休日及び土曜日」を「土曜日及び休日」に改める。

付 則

この条例は、平成26年 7 月 1 日から施行する。